

意 見 公 募 要 領

意見募集対象		質屋営業法に係る処分基準の改正案について		
意見提出期限		令和8年10月30日（必着）		
資料入手方法		意見募集対象となる処分基準案（参考資料を含む。）については、千葉県警察ホームページ、千葉県警察本部担当課、千葉県ホームページ、県政情報コーナー（千葉県庁本庁舎2階）、各地域振興事務所及び文書館で閲覧並びに資料を入手することができます。		
	担当課	千葉県警察本部生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係		
意見提出方法	電子メールを使用する場合	意見募集中案件詳細画面下のメールフォームに必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記し、意見を入力の上、意見提出期限までに送信してください。		
	FAXの場合	FAX番号	043-202-5183	
		担当課	千葉県警察本部生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係	
	郵送の場合	住所	〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号	
		担当課	千葉県警察本部生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係	
留意事項		1 皆様から提出いただいた御意見を参考にした上で、今後、処分基準の改正を行います。 2 いただいた御意見は、後日、意見公募の結果を公示する際に、千葉県警察ホームページ、千葉県ホームページに掲載するほか、上記閲覧場所において閲覧することができます。 3 御意見に対する個別の回答はいたしませんので御了承願います。 4 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただき、公表しません。 5 提出意見は、日本語を使用してください。 6 上記方法による意見提出が困難な場合は、下記問い合わせ先まで個別にお問い合わせください。		
問い合わせ先		千葉県警察本部生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係 電話番号 043-201-0110		